

特区制度

○構造改革特区制度

令和6年度予算額：
3百万円

概要

構造改革を推進し、地域の活性化を図ることを目的として、地域の特性に応じた規制の特例措置を導入する。

事業イメージ

構造改革特区制度の流れ（構造改革特別区域法）

<企業・地方公共団体・NPO等、誰でも提案可能>

規制の特例措置について
提案

(特例措置成立後)
<地方公共団体>

構造改革特別区域計画
の作成・申請

<地方公共団体>

構造改革特別区域計画
の実施

<国>

各省庁と調整し、対応方針を特区本部決定※、基本方針の閣議決定

757件の規制改革を実施
〔
・地域を限定して特区で対応（203件）
・全国的な規制改革で対応（554件）
〕

※ 内閣総理大臣を本部長、全閣僚をメンバーとする構造改革特別区域推進本部にて決定。

構造改革特別区域計画の認定
1,416件の特区を実現（現在462件）

評価・調査委員会による評価
（地域を限定した規制の特例措置の
全国化の可否を検討）

※規制改革数及び計画認定件数は令和6年3月時点。

対象者

- 新たな規制の特例措置の提案…地方公共団体、民間事業者、個人等
- 構造改革特別区域計画の認定…地方公共団体

対象事業

構造改革特別区域計画の記載事項は以下のとおり。

- 構造改革特別区域計画の作成主体の名称、意義、目標
構造改革特別区域の名称、範囲、特性
- 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果
- 特定事業の名称

支援内容

構造改革特別区域計画で実施できる特定事業は、構造改革特別区域基本方針の別表1に記載されている特例措置のとおり。

<観光地域づくりに関連した特例措置> ※令和6年3月現在

○特定農業者による特定酒類の製造事業【特定事業番号707(708)】

農家民宿等を営む農業者が、自ら生産した米又は果実を原料とした濁酒（いわゆる「どぶろく」）又は果実酒を製造するため、濁酒又は果実酒の製造免許を申請した場合には、一定の要件の下、最低製造数量基準（現行6キロリットル）を適用しない。

○特産酒類の製造事業【特定事業番号709(710、711)】

地域の特産物である農産物等を原料とした単式蒸留焼酎、果実酒、原料用アルコール又はリキュール（以下「特産酒類」という。）を製造するため、特産酒類の製造免許を申請した場合には、最低製造数量基準を、単式蒸留焼酎又は原料用アルコールにあっては適用除外、果実酒にあっては2キロリットル、リキュールにあっては1キロリットルとする。

昨年度からの変更のポイント

特になし。

支援手続スケジュール（予定）

- 規制の特例措置の提案募集
 - 5月・9月・翌1月頃 地方公共団体より、構造改革特別区域計画認定申請
 - 7月・12月・翌3月頃 内閣府が構造改革特別区域計画を認定
- ※スケジュールは予定であり、詳細は随時HPでご確認ください。

備考

特になし。

【連絡先】 内閣府 地方創生推進事務局
構造改革特区担当 TEL：03-5510-2466